

GAP 認証取得支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

3 利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合

※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び団体事務局を有する組織が対象となります。

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の団体認証を取得すること

○ 持続可能性に配慮した農産物生産の取組みを行うこと

＜取組内容＞ ・ I P Mの実践 (例) 粘着シートの活用
 ・ 有機物の施用 (例) 緑肥の施用
 ・ 温室効果ガスの排出削減 (例) 使用電力の削減
 ・ 廃棄物の削減 (例) 生分解性マルチの使用

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：①審査費用 取得する認証の種類ごとに以下のとおり

GLOBALG.A.P. 29万5千円×（団体の構成員数の平方根＋2）

ASIA GAP 15万円×（団体の構成員数の平方根＋2）

JGAP 13万円×（団体の構成員数の平方根＋2）

②審査員旅費 実費の1／2

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、お問い合わせください

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：農産物安全担当

(3) 電話番号：023－630－2481

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（有機転換推進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

3 利用対象者

有機農業に取り組む新規就農者
慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)

4 支援内容

- (1) 対象経費：
有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費
- (2) 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- (3) 補助上限額：2万円/10a以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
(最寄りの市町村、または農林水産部農業技術環境課に御相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業・環境負荷低減事業活動）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○その他

2 事業概要

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、農林水産物の流通の合理化に必要な機械・施設の導入を支援します。

また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。

3 利用対象者

民間団体等

（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、各種法人等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

次のいずれかに該当すること

- ・みどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業実施計画の認定を受けていること
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けていること
- ・環境負荷低減事業活動実施計画（みどり計画）の認定を受けている又は受けることが確実であることと、「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」に協力していること

(2) 対象経費：

- ①資材（バイオ炭等）、環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の生産・販売、流通の合理化を図るために必要な機械・施設の整備等に必要な経費
- ②環境負荷低減に資する資材の原材料等の調達・効果の検討等に必要な経費
- ③特定計画・みどり計画の実施に必要な施設（堆肥生産施設等）の整備や機械の導入に必要な経費

(3) 補助率：

- ① 1／2 以内（補助上限：2 億円）
- ② 定額（補助上限：650 万円）
- ③ 1／2 以内（補助上限：（施設）1,000 万円、（機械）200 万円）

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-3419

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
(生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

地力の向上を目的として、堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組みを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、市町村等

4 支援内容

(1) 対象経費

- 土壌分析に係る経費
- 堆肥等の購入、運搬、保管に係る経費
- 堆肥等の散布に係る経費（散布機械のレンタル、リースを含む）
- 上記取組みの効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等

(2) 補助率：定額（散布機械のリース導入に係る経費は1／2以内）

(3) 補助上限額：

堆肥等を実証的に活用する面積10アール当たり30,000円、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は10アール当たり35,000円。

ただし、堆肥散布機械のリース導入を行う場合は、リース物件購入価格の1／2以内を加算。

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2408

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：園芸振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、
農産園芸担当（庄内）

(3) 電話番号：	村山総合支庁農業振興課	023-621-8387
	最上総合支庁農業振興課	0233-29-1317
	置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6051
	庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5521

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金 (グリーンな栽培体系加速化事業)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、技術検証や定着を図るための取組みを支援します。

3 利用対象者

都道府県（普及組織）及び農業協同組合又は農業者を構成員に含む協議会、市町村、農業協同組合

4 支援内容

(1) 対象経費

- 検討会の開催、栽培マニュアル及び産地戦略の策定に係る経費
- グリーンな栽培体系（バイオ炭の農地施用（環境）とリモコン草刈機（省力）、有機質肥料（環境）とドローン（省力）など）の検証に係る経費
- セミナーの開催等、情報発信に係る経費

(2) 補助率：定額

(3) 補助上限額：1地区あたり 300 万円

ただし次の①～③の場合は1地区あたり 360 万円

- ①有機農業の検討を行う場合
- ②環境負荷軽減の取組みを複数検討する場合
- ③品目の特性上事業期間が複数年度となる場合

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
(農林水産部農業技術環境課に御相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金 (有機農業拠点創出・拡大加速化事業)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

市町村等における地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫した取組みの試行や体制づくりを支援します。

3 利用対象者

市町村、市町村が参画する協議会

4 支援内容

(1) 対象経費：

- 検討会等の開催・調査、有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に要する経費
- 試行的な取組みの実施（技術実証、加工品の試作、販売コーナー設置など）
- 有機農業実施計画策定後の円滑な実施に向けた取組の実施

(2) 補助率：定額（機械リース費に係る経費は1／2以内）

(3) 補助上限額：

- 有機農業実施計画の策定に向けた取組：市町村1か所あたり1,000万円
- 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践：市町村1か所あたり800万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

環境保全型農業直接支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

次のア、イの両方に該当すること

ア 利用対象者が次の全ての事項に該当すること

- ・販売を目的に生産を行っていること
- ・環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックし、提出すること
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること
(有機農業や飼料作物、花きなどを除く)

イ 取組みごとの要件に該当すること

(2) 対象となる取組みと交付金単価：

次の5取組に係る経費

番号	取組名称	10アール当たりの予定交付単価※ ¹
	取組内容	
①	有機農業※ ² 国際水準の有機農業の実施	14,000円（そば等雑穀・飼料作物以外の場合） うち炭素貯留効果の高い有機農業※ ³ を実施する場合は2,000円を、新規取組者の支援を実施する場合は4,000円を加算 3,000円（そば等雑穀・飼料作物の場合）
②	堆肥の施用※ ^{4、5} 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組	3,600円（水稲）おおむね0.5t/10a以上施用 （水稲以外）おおむね1.0t/10a以上施用
③	緑肥の施用※ ^{4、5} 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥を作付けする取組	5,000円
④	総合防除※ ^{4、5} 県が策定するIPM実践指標（水稲、りんご、日本なし、西洋なし、もも、すもも、かき、トマト）に基づく管理と、以下のいずれか1つ以上を実施する取組 ・畦畔の機械除草（水稲） ・交信かく乱剤の利用（水稲以外） ・天敵温存植物の利用（水稲以外） ・天敵等生物農薬の利用（水稲以外）	4,000円
⑤	炭の投入※ ⁴ 主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を投入する取組	5,000円

- ※1：本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、申請額の合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。
- ※2：通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を使用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物は対象外。
- ※3：土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施すること。
- ※4：永年性飼料作物は対象外。
- ※5：水稻で実施する場合は、メタン排出削減対策（長期中干し、前年度の湛水不実施、前年度の秋耕、前年度の稲わら腐熟促進資材の施用）を1つ以上併せて実施すること。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和7年度の募集については、申込み先にお問合せ願います。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：取組を行う圃場が所在する市町村
- (3) 申込み先：取組を行う圃場が所在する市町村

6 問合せ先

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：（村山）園芸振興、（最上、置賜）生産流通、（庄内）農産園芸
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 4 3
最上総合支庁農業振興課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 7
置賜総合支庁農業振興課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 1
庄内総合支庁農業振興課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 1

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：0 2 3 - 6 3 0 - 2 4 8 1